

事務連絡  
平成21年10月9日

各〔都道府県〕  
〔市町村等〕 介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

10月以降の要介護認定等の方法の見直しに伴う再申請等の勧奨及び状況の把握について

介護保険制度の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月からの要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）方法の見直しの影響について「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において検証を行ったところ、軽度者等の割合が増加していることが明らかになったことから、本年10月1日より、平成21年4月からの要介護認定方法を新たに見直したところです。

これに伴い、本年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行った方については、新たな要介護認定方法では、従前の方法による要介護状態区分と異なる結果となる可能性があることから、平成21年8月7日付け事務連絡「要介護認定等の見直し及び経過措置終了に係るQ&A」において、パンフレットなどを活用して周知を図るとともに、認定結果が実情と一致しない趣旨の相談に対しては、区分変更申請や再申請を促すなどの特段の配慮をお願いしているところです。

10月からの要介護認定の見直しの趣旨を踏まえ、貴市町村等におかれましては、本年4月1日以降新規に認定申請を行った方のうち、特に①非該当と判定された方、②ご本人の認識よりも軽度（重度）に判定されたと申し出られた方に対して、それぞれ再申請や区分変更申請の勧奨を行っていただくよう、改めてお願いいたします。なお、当該勧奨に当たっては、前述の平成21年8月7日付け事務連絡に添付した利用者への説明用パンフレットや別紙1などをご活用下さい。

また、貴都道府県におかれましては、上記勧奨や再申請等の状況を把握することが必要であるため、別紙2の様式に従い、管内市町村等の状況を記載した上で、11月30日（月）までに報告いただきますようご協力お願いいたします。

本件連絡先

厚生労働省老健局老人保健課

課長補佐 天本

介護認定係 青木、迫田

TEL 03-5253-1111（内）3944

FAX 03-3595-4010

平成21年4月から9月に新規に要介護認定を申請された皆様へ

- ◆ 10月より要介護認定の方法が見直されました。
- ◆ 「非該当」とされた方で、実情と一致していないと思われる場合は、再申請を行うことができます。
- ◆ 認定された要介護度が実情と一致しないと思われる場合は、区分変更申請を行うことができます。

○ 本年4月に行った、要介護認定の見直しについて、その影響を有識者・関係者からなる厚生労働省の検討会において検証したところ、認定のばらつきは是正されているものの、軽度者等の割合が増加していることが明らかになったことから、本年10月1日より、新たに認定方法を見直しました。

○ 要介護認定の結果、

- ① 「非該当」と判定された方で、実情と一致していないと思われる場合は、再申請を行うことができます。（※必ず認定されることを保証するものではなく、再度「非該当」となる場合もあります。）
- ② 「要支援1」、「要支援2」又は「要介護1」～「要介護5」と認定された方で、その要介護度が実情と一致していないと思われる場合は、有効期間終了前であっても区分変更申請を行うことができます。（※必ず希望どおりの要介護度で認定されることを保証するものではありません。）

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

〇〇市 〇〇課 〇〇係

電話番号：

